

基本目標Ⅲ 配偶者及びパートナーに対する暴力等の根絶

【杵築市DV被害者支援基本計画】

計画の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、外部から発見が困難な家庭内において行われるため、家庭内の問題、個人的な問題として潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、被害者は、多くの場合女性であり、経済的に自立が困難になりがちな女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

国においては、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が平成13年4月に公布されました。これにより、保護命令制度の導入、配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護の業務が開始され、それまで潜在化しやすく、また、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることも多かった配偶者からの暴力に対する社会の関心や認識が高まってきました。

その後、平成16年12月に「DV防止法の一部を改正する法律」（平成16年法律第64号）が施行され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。

更に、平成20年1月に「DV防止法の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）が施行され、市町村においても、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画の策定に努めることとされました。

本市においても、配偶者からの暴力等の防止及び被害者への支援を推進するため、この計画に基づき総合的かつ計画的に被害者支援の充実強化を図ります。

計画の性格

この計画は「DV防止法第2条の3第3項」の規定に基づく基本計画であり、本市のDV被害者支援の基本方向と施策の方向を示すものです。

また、「DV防止法第2条の2第1項」に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ「DV防止法第2条の3第1項」に基づく「第3次大分県DV対策基本計画」の内容を勘案したものです。

この計画は、市民の皆様、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、相互の理解と協力のもと推進していくものです。

計画の期間

この計画は、「男女共同参画プラン」と同様に平成25年度から平成29年度までの5年間の計画とします。

ただし、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

計画策定の視点

DV被害者支援の推進にあたっては、DVに対する市民の正しい理解を促進し、関係機関との連携を図りながら、DV被害者の人権を尊重した適切な対応や支援のための施策を総合的に実施していく必要があります。

DV被害者の立場に立ち、相談・保護・自立支援に取り組むための計画とします。



重点目標 1

DV 防止のための環境づくり

現状と課題

女性に対する暴力は、社会の理解も不十分で、個人的な問題と認識され、被害が潜在化する傾向にあります。

多くの女性が配偶者等から身体的暴力や精神的暴力等の被害を受けています。

大分県が平成 21 年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」によると、DV の被害状況について「身体への攻撃」、「威嚇・おどし」、「精神的・経済的に追い詰めること」、「性に関すること」に分けて、過去にこれらのいずれかの被害項目に「一度でもあった」と答えた人が、女性については 44.1% もあり、2 人に 1 人の割合となっています。

平成 24 年 9 月に実施した杵築市の市民意識調査から、女性が受けた暴力の形態をみると「威嚇・おどし」(36.8%) が最も多く、次いで「精神的・経済的に追いつめること」(29.9%)、「身体への攻撃」(20.8%)、「性に関すること」(12.5%) となっています。

また、被害項目について「されたことがある」と回答した人のうち、「誰かに打ち明けたり相談したりした」と答えた人は 46.4% であり、「相談しなかった」との回答は 39.0% でした。

「相談した」と回答した人のうち「家族・親族」(17.1%)、「友人・知人」(22.0%)、と答えた人が最も多く、公的機関への相談(7.2%) は少ないことが分かります。

また、「相談しなかった」と答えた人のうち、「相談するほどのことではないと思った」(33.3%) との回答が最も多く、次いで「自分さえ我慢すればいいと思った」(20.0%)、「自分にも悪いところがあると思った」(16.7%) 「他人を巻き込みたくなかった」(10.0%) と回答されています。

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではなく、市民の理解を深める人権教育や広報啓発活動を推進し、女性に対する暴力を許さない環境づくりが必要です。

【数値目標】

項 目	平成 24 年度	平成 29 年度
DV 被害を受けた人のうち 相談した人の割合	46.4%	70%

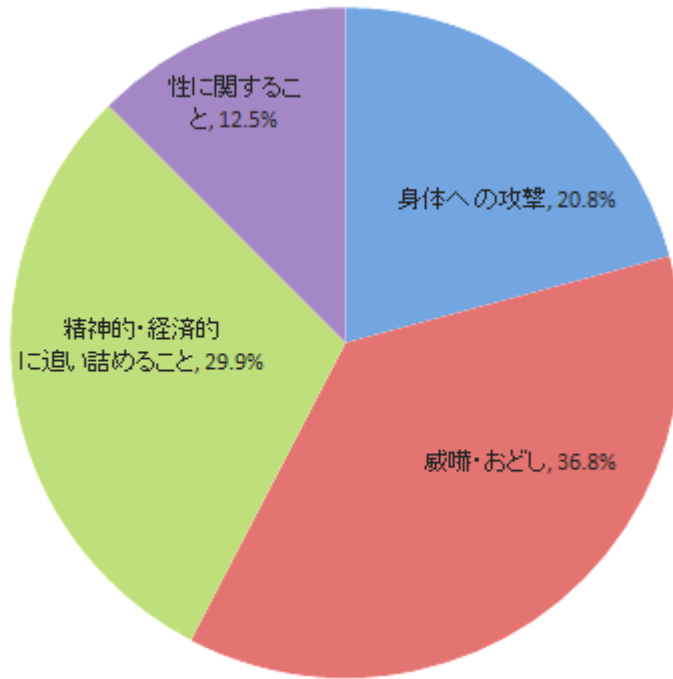
施策の方向

施策	具体的な施策	
女性に対する暴力等を許さない社会づくり	DVに関する理解を深め、暴力の潜在化を防ぐため、DVのない社会に向けた広報・啓発活動の推進と情報提供に努めます。	市長政策課 人権・同和対策課 子育て・健康推進課 教育総務課 学校教育課
	男性を対象としたDV加害者にならないための意識啓発や若い世代に対するDV防止の啓発に努めます。	
	女性に対する暴力等の防止及び性についての教育の推進を図ります。	
迅速な通報・相談しやすい体制づくり	被害者の早期発見・早期対応を図るため、医療・福祉関係者との連携の強化に努めます。	子育て・健康推進課 教育総務課 学校教育課
	相談窓口の情報を定期的に広報し、あらゆる暴力の未然防止を図ると共に、相談窓口職員等の研修を実施し、資質の向上に努めます。	
	学校・保育所等の職員の研修を実施し、DVに関する知識の周知を図ります。	
	DV被害者の心理的ケアの充実に努めます。	
DV被害者の保護体制づくり	DV被害者と同伴の子どもの緊急・一時的な保護体制の整備に努めます。警察や医療機関を含めた関係機関との連携強化を図ります。	子育て・健康推進課
	DV被害者に関する情報の適切な管理と秘密の保持に努めます。	市民課
DV被害者の自立を支援する体制づくり	DV被害者の自立のための情報提供及び支援に努めます。	子育て・健康推進課
	生活基盤確立のため、住宅の確保や就労の支援に努めます。	建設課 商工観光課

【杵築市男女共同参画に関する市民意識調査（H24.9）】

○「あなたは、これまでに配偶者や恋人など親しい関係にある人から、次のようなことをされたことがありますか」

- ・身体への攻撃
- ・精神的・経済的に追い詰めること
- ・威嚇・おどし
- ・性に関すること



○「されたことがある」と回答した人のうち、「誰かに打ち明けたり相談したりしましたか」の問に対して

